

令和4年度（2022年度）市町村決算の概要について

<普通会計>

- 県内市町村の令和4年度（2022年度）決算規模は、歳入総額が1兆1,478億円、歳出総額が1兆950億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて減少しました。
- 令和4年度（2022年度）決算においては、次のような特徴があります。
 - ・歳入面では、固定資産税等の地方税が増加した一方で、地方交付税及び臨時財政対策債が減少しました。また、子育て世帯等臨時特別支援事業の減等により国庫支出金が減少、災害復旧事業債の減等により地方債が減少しました。
 - ・歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策経費の増等により補助費等が増加した一方で、子育て世帯等臨時特別支援事業の減により扶助費が減少、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の減等により災害復旧事業費が減少しました。
- 財政健全化の判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準を超える県内市町村はありません。

【参考1】県内市町村の決算収支

（単位：億円、％）

区分		令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
歳入総額	A	12,076	11,478	▲599	▲5.0
歳出総額	B	11,559	10,950	▲609	▲5.3
形式収支	C=A-B	517	528	11	2.0
翌年度繰越財源	D	117	104	▲13	▲11.4
実質収支	C-D	400	424	24	6.0

（注）表示単位未満を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

<公営企業会計>

- 県内市町村の上水道事業、病院事業、下水道事業等の公営企業（一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。以下同じ。）の事業数は令和4年度（2022年度）で169事業（前年度同数）となっており、決算規模は、1,907億円で、前年度と比べて増加しました。
- 決算規模の主な増加要因は、建設改良費が増加したことによるものです。
- 財政健全化の判断指標である資金不足比率について、経営健全化基準を超える事業はありません。

【参考2】県内市町村の公営企業数と決算規模

（単位：事業、億円、％）

	事業数			決算規模			
	令和3年度	令和4年度	増減	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
水道(含簡水)	49	49	0	404	456	52	12.8
交通	1	1	0	30	27	▲3	▲8.6
病院	14	13	▲1	638	718	80	12.5
下水道	84	84	0	683	685	1	0.2
その他	21	22	1	32	21	▲11	▲35.3
合計	169	169	0	1,788	1,907	119	6.7

令和2年7月豪雨被災市町村の状況（特定地方公共団体※のみ）

＜普通会計＞

- 特定地方公共団体22団体の決算規模は、歳入総額が前年度から344億円減の3,450億円、歳出総額が前年度から358億円減の3,227億円となりました。

各種財政指標の状況は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.2ポイント増加し、7.9%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みですが、災害復旧事業に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	将来負担比率が生じた団体は、前年度から2団体減少し、7団体となりました。また、7団体のうち、前年度から比率が減少した団体は6団体で、主な減少要因は、財政調整基金等への積立てにより充当可能基金が増加したためです。

- 令和4年度決算では、国の様々な財政支援によって、財政的に大きな影響は生じていませんが、今後進められる復興に向けた取組みについては、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考3】特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
歳入総額	A	3,793	3,450	▲344	▲9.1
歳出総額	B	3,585	3,227	▲358	▲10.0
形式収支	C=A-B	209	223	14	6.7
翌年度繰越財源	D	34	44	10	30.7
実質収支	C-D	175	178	4	2.0

【参考4】特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減	増減率
経常収支比率	83.9	86.9	3.1	-
実質公債費比率	7.7	7.9	0.2	-
積立金現在高	1,086	1,199	113	10.4
財政調整基金	446	481	35	7.8
減債基金	202	258	57	28.2
その他特定目的基金	438	460	22	4.9

※ 特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、天草市、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町が該当（22団体））

<公営企業会計>

- 特定地方公共団体22団体の事業のうち、法適用事業では、総収入は4億円減少し、総費用は4億93百万円増加しました。総収入の主な減少要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症に係る補助金の減少によるものであり、総費用の主な増加要因は、病院事業における、職員給与費の増加や薬品等の材料費高騰によるものです。法非適用事業では、総収入が9百万円増加し、総費用が62百万円減少しました。総費用の主な減少要因は、観光事業において、前年度、コロナの影響により増額となっていた指定管理料の減少と、介護事業における、サービス休止に伴う事業費の減少によるものです。
- 総収入のうち、料金収入は、法適用事業では2億93百万円増加しており、主な増加要因は、病院事業において、コロナによる受診控えの解消に伴う入院及び外来収益の増加によるものです。法非適用事業では1億29百万円減少しており、主な減少要因は、介護事業において事業の休止や入所者数の減少によるものです。
- 黒字事業は73事業、赤字事業は5事業となっていますが、資金不足の団体はなく、豪雨災害の発生により経営に大きな影響を受けている状況は見受けられませんが、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考5】 特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
法適用事業	総収入	352	348	▲4	▲1.1
	総費用	310	315	5	1.6
法非適用事業	総収入	35	35	0	0.3
	総費用	24	23	▲1	▲2.6

【参考6】 特定地方公共団体の料金収入

(単位：億円、%)

(1) 法適用事業

事業区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
水道	44.9	44.1	▲0.8	▲1.8
病院	126.4	130.8	4.5	3.5
下水道	31.5	30.7	▲0.7	▲2.3
総計	202.7	205.6	2.9	1.4

(2) 法非適用事業

事業区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
簡易水道	3.7	3.8	0.1	2.6
下水道	9.3	9.0	▲0.2	▲2.2
その他	4.7	3.5	▲1.2	▲25.3
総計	17.6	16.3	▲1.3	▲7.3

担当者 市町村課 塚本、高木

内線：31641、31659

直通：096-333-2107

令和4年度(2022年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質単年度収支	経常収支比率	財政力指数	地方債現在高	積立金現在高	基金			標準財政規模
	地震	豪雨										うち財調基金	うち減債基金	うちその他特目基金	
熊本市	○		412,806	403,175	9,631	7,576	1,504	93.0	0.70	500,367	29,091	4,303	5,970	18,818	203,631
八代市		○	69,644	67,749	1,895	1,532	8	91.9	0.50	84,056	11,469	3,459	3,046	4,963	33,838
人吉市		○	22,918	21,780	1,137	959	786	94.7	0.44	24,164	5,091	740	2,618	1,733	9,134
荒尾市			28,030	27,730	299	179	▲75	93.2	0.48	18,003	7,095	4,094	532	2,469	12,337
水俣市		○	16,811	15,680	1,131	1,095	69	89.6	0.37	18,589	3,895	1,501	803	1,591	8,731
玉名市			36,722	35,252	1,470	1,417	▲428	97.7	0.44	31,503	8,944	5,175	853	2,916	18,453
山鹿市		○	33,746	31,481	2,265	2,234	▲493	99.2	0.33	31,034	15,526	6,322	6,571	2,633	16,981
菊池市			29,761	28,982	779	727	648	88.8	0.43	30,277	11,961	6,888	1,042	4,032	15,295
宇土市	○		23,382	21,922	1,460	1,282	176	93.8	0.52	22,463	7,256	4,319	868	2,069	9,347
上天草市			21,861	20,488	1,373	1,014	540	90.8	0.25	18,141	8,557	4,066	620	3,871	10,514
宇城市	○		35,906	34,226	1,680	1,033	159	92.9	0.40	41,217	15,613	10,000	733	4,880	18,122
阿蘇市	○		20,213	18,616	1,597	1,423	289	92.9	0.35	20,969	5,017	1,948	120	2,949	10,039
天草市		○	64,703	60,567	4,136	3,792	1,764	90.7	0.28	49,697	18,821	11,515	3,677	3,629	30,442
合志市			29,031	27,411	1,620	1,295	618	83.4	0.64	20,960	8,287	4,069	790	3,428	14,202
市計			845,533	815,059	30,474	25,559	5,565	92.3	0.44	911,442	156,622	68,397	28,244	59,981	411,067
市計(熊本市除く)			432,727	411,884	20,843	17,983	4,061	92.3	0.42	411,075	127,531	64,095	22,274	41,163	207,436
美里町	○		8,543	7,925	618	238	88	91.6	0.23	7,786	4,155	1,805	470	1,880	4,462
玉東町			5,202	4,894	309	265	184	88.8	0.30	2,735	3,577	516	371	2,689	2,158
南関町	○	○	7,285	7,079	206	199	53	91.4	0.39	8,131	2,879	942	210	1,727	3,774
長洲町			8,920	8,625	296	178	▲198	93.9	0.52	6,845	1,270	1,081	54	135	4,248
和水町	○	○	9,095	8,495	600	559	▲635	92.6	0.25	7,516	8,649	2,821	1,788	4,039	4,439
大津町	○		18,127	16,911	1,216	1,102	511	85.3	0.73	17,413	5,941	3,304	516	2,120	9,044
菊陽町			21,580	20,564	1,016	706	406	88.6	0.96	17,417	5,653	2,216	389	3,048	9,514
南小国町	○	○	6,396	5,755	641	444	167	88.1	0.20	3,028	3,070	1,613	5	1,452	2,615
小国町	○	○	8,554	7,183	1,371	776	543	81.2	0.24	6,162	1,529	780	196	553	3,566
産山村	○	○	2,707	2,581	125	116	165	81.6	0.16	2,302	1,285	998	77	209	1,251
高森町	○		10,447	10,040	407	79	66	75.2	0.24	5,278	4,254	2,192	10	2,051	3,152
西原村	○		7,012	6,563	448	344	▲188	88.4	0.34	9,966	4,320	2,589	212	1,519	3,388
南阿蘇村	○		14,664	13,760	903	844	▲118	94.9	0.22	22,089	4,441	1,396	281	2,764	6,185
御船町	○		14,071	13,284	787	667	398	85.8	0.35	14,510	4,472	1,963	295	2,214	5,583
嘉島町	○		7,649	7,372	277	204	320	84.7	0.63	8,627	2,542	1,739	129	675	3,298
益城町	○		24,415	21,896	2,519	2,284	1,352	87.7	0.50	48,842	7,779	1,121	1,836	4,821	8,879
甲佐町	○		9,753	8,798	956	948	▲200	82.6	0.30	10,893	3,809	1,591	448	1,770	4,117
山都町	○	○	16,447	15,059	1,388	999	11	82.5	0.22	8,689	3,362	1,558	314	1,490	7,490
氷川町			8,845	8,326	519	503	▲248	99.5	0.28	6,012	2,738	1,420	63	1,255	4,276
芦北町		○	14,918	14,098	820	773	▲209	89.7	0.35	13,281	5,278	1,420	992	2,866	6,378
津奈木町	○		4,581	4,334	247	138	33	82.2	0.23	2,563	3,660	786	632	2,242	2,224
錦町	○		8,841	8,468	374	247	▲52	79.4	0.38	5,565	3,715	1,502	521	1,692	3,576
多良木町	○		9,130	8,130	1,000	459	11	83.1	0.24	6,316	3,501	1,087	623	1,791	4,194
湯前町	○		5,217	4,651	566	300	▲50	87.7	0.16	3,293	2,187	1,047	104	1,036	2,121
水上村	○	○	6,430	5,737	693	535	▲505	83.0	0.16	3,533	4,393	591	574	3,229	1,978
相良村	○		5,847	5,358	489	281	260	86.8	0.20	3,617	2,177	1,598	64	516	2,411
五木村	○	○	3,752	3,515	236	204	▲125	85.6	0.21	3,480	2,724	883	354	1,487	1,434
山江村		○	5,343	4,666	677	663	94	87.8	0.15	3,357	2,454	1,006	304	1,144	2,026
球磨村		○	8,187	6,871	1,316	806	▲19	77.4	0.15	5,527	4,390	1,123	1,328	1,939	2,415
あさぎり町		○	14,403	13,436	967	726	400	85.8	0.23	11,044	9,830	4,760	1,046	4,024	6,587
苓北町			5,874	5,557	317	277	285	87.2	0.43	6,283	1,912	1,336	294	282	3,557
町村計			302,235	279,932	22,303	16,866	2,802	86.5	0.32	282,102	121,944	48,785	14,500	58,659	130,342
市町村計			1,147,768	1,094,991	52,776	42,425	8,367	88.3	0.36	1,193,544	278,566	117,182	42,744	118,640	541,409
市町村計(熊本市除く)			734,962	691,816	43,146	34,849	6,863	88.2	0.35	693,177	249,475	112,880	36,774	99,822	337,778

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。
 ※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。
 ※ また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。
 ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

令和4年度(2022年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	地震	豪雨	R3	R4	増減	R4	(早期健全化基準)	R4	(早期健全化基準)	R3	R4	増減	R3	R4	増減	R3	R4	増減
熊本市	○		90.8	93.0	2.2	—	(11.25)	—	(16.25)	5.4	5.4	0.0	104.6	102.2	▲2.4	9,943	10,273	330
八代市		○	88.8	91.9	3.1	—	(11.65)	—	(16.65)	9.2	9.3	0.1	90.3	90.1	▲0.2	5,363	6,506	1,143
人吉市		○	92.3	94.7	2.4	—	(13.49)	—	(18.49)	5.6	6.9	1.3	24.8	15.9	▲8.9	3,229	3,358	129
荒尾市			89.6	93.2	3.6	—	(13.02)	—	(18.02)	9.4	9.5	0.1	12.1	53.4	▲41.3	4,368	4,626	258
水俣市		○	85.3	89.6	4.3	—	(13.58)	—	(18.58)	9.8	9.5	▲0.3	33.1	15.2	▲17.9	1,533	2,304	771
玉名市			95.7	97.7	2.0	—	(12.57)	—	(17.57)	8.9	9.1	0.2	10.5	9.3	▲1.2	5,977	6,027	51
山鹿市		○	95.0	99.2	4.2	—	(12.65)	—	(17.65)	9.4	9.9	0.5	—	—	—	12,077	12,893	815
菊池市			87.7	88.8	1.1	—	(12.76)	—	(17.76)	10.4	9.2	▲1.2	13.7	6.5	▲7.2	7,509	7,929	420
宇土市	○		87.6	93.8	6.2	—	(13.45)	—	(18.45)	10.6	11.1	0.5	—	—	—	4,577	5,187	610
上天草市			93.6	90.8	▲2.8	—	(13.25)	—	(18.25)	11.5	11.6	0.1	—	—	—	4,204	4,686	482
宇城市	○		89.8	92.9	3.1	—	(12.59)	—	(17.59)	9.1	10.4	1.3	22.9	22.7	▲0.2	10,311	10,733	423
阿蘇市	○		92.0	92.9	0.9	—	(13.33)	—	(18.33)	8.1	8.5	0.4	47.4	52.9	5.5	1,868	2,068	200
天草市		○	89.4	90.7	1.3	—	(11.79)	—	(16.79)	9.5	9.7	0.2	0.6	—	▲0.6	12,894	15,191	2,298
合志市			88.0	83.4	▲4.6	—	(12.84)	—	(17.84)	6.7	7.1	0.4	—	—	—	4,448	4,859	411
美里町	○		86.8	91.6	4.8	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.7	0.3	—	—	—	2,178	2,275	97
玉東町			87.5	88.8	1.3	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	5.7	1.0	—	—	—	886	887	1
南関町	○	○	88.5	91.4	2.9	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.4	0.0	28.0	29.4	1.4	1,048	1,152	104
長洲町			90.3	93.9	3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	6.6	▲0.3	29.3	35.6	6.3	1,091	1,134	44
和水町	○	○	89.5	92.6	3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	10.2	▲0.1	—	—	—	3,731	4,610	878
大津町	○		81.3	85.3	4.0	—	(13.51)	—	(18.51)	6.5	5.7	▲0.8	—	—	—	3,286	3,820	534
菊陽町			83.3	88.6	5.3	—	(13.42)	—	(18.42)	5.0	5.9	0.9	24.4	20.1	▲4.3	2,585	2,605	20
南小国町	○	○	80.1	88.1	8.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	6.5	0.8	—	—	—	1,437	1,617	181
小国町	○	○	80.5	81.2	0.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	7.9	0.2	4.7	1.3	▲3.4	884	976	92
産山村	○	○	74.9	81.6	6.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	7.4	0.3	—	—	—	895	1,076	181
高森町	○		77.5	75.2	▲2.3	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	5.4	▲0.2	—	—	—	2,044	2,202	158
西原村	○		85.1	88.4	3.3	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	8.1	0.9	—	—	—	2,738	2,801	63
南阿蘇村	○		96.6	94.9	▲1.7	—	(14.36)	—	(19.36)	10.3	11.5	1.2	41.3	40.1	▲1.2	1,675	1,677	2
御船町	○		84.0	85.8	1.8	—	(14.65)	—	(19.65)	11.6	13.5	1.9	37.3	12.9	▲24.4	1,724	2,258	534
嘉島町	○		84.7	84.7	0.0	—	(15.00)	—	(20.00)	9.4	10.1	0.7	76.9	94.6	17.7	1,717	1,867	150
益城町	○		86.6	87.7	1.1	—	(13.54)	—	(18.54)	8.8	9.4	0.6	38.1	32.3	▲5.8	2,722	2,957	235
甲佐町	○		80.1	82.6	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	6.7	0.4	32.0	—	▲32.0	1,619	2,039	420
山都町	○	○	79.8	82.5	2.7	—	(13.89)	—	(18.89)	4.6	4.3	▲0.3	2.2	2.1	▲0.1	1,373	1,872	499
氷川町			95.5	99.5	4.0	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	12.5	2.0	35.1	12.8	▲22.3	1,565	1,483	▲82
芦北町	○		86.3	89.7	3.4	—	(14.28)	—	(19.28)	4.3	4.6	0.3	—	—	—	1,856	2,412	556
津奈木町	○		81.9	82.2	0.3	—	(15.00)	—	(20.00)	2.6	2.9	0.3	—	—	—	1,361	1,418	58
錦町	○		81.2	79.4	▲1.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	8.3	▲0.3	23.1	12.2	▲10.9	1,790	2,023	233
多良木町	○		82.5	83.1	0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	8.5	0.7	3.3	—	▲3.3	1,589	1,710	121
湯前町		○	78.7	87.7	9.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	5.6	0.5	—	—	—	1,006	1,151	145
水上村	○	○	80.5	83.0	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	11.4	11.0	▲0.4	—	—	—	1,495	1,164	▲331
相良村		○	83.0	86.8	3.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	8.4	0.2	—	—	—	1,668	1,661	▲7
五木村	○	○	82.5	85.6	3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	10.1	1.2	—	—	—	1,058	1,237	180
山江村		○	86.1	87.8	1.7	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	10.0	▲0.9	—	—	—	1,223	1,310	87
琢磨村		○	73.8	77.4	3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	6.0	0.6	—	—	—	1,778	2,451	674
あさぎり町		○	84.1	85.8	1.7	—	(14.20)	—	(19.20)	8.3	8.1	▲0.2	—	—	—	5,449	5,806	357
苓北町			85.1	87.2	2.1	—	(15.00)	—	(20.00)	12.9	12.4	▲0.5	49.3	32.2	▲17.1	1,408	1,630	222
			85.9	88.3	2.4	—	—	—	—	8.0	8.3	0.3				3,226	3,554	328

- ※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
- ※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。
- ※ 前年度に引き続き、全団体の実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。
- ※ 実質公債費比率の早期健全化基準: 25%
- ※ 将来負担比率の早期健全化基準 :350%
- ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、
「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

用語の説明

【経常収支比率】：経常的な収入に占める経常的な支出の割合

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等がどの程度充当されたかを示すもの。

→ この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充てる財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる。

【（経常経費充当の一般財源等額 / 経常一般財源等総額） × 100%】

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（連結実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋

$$\frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。